

福みえ 社え

伝える
つながる
ひびきあう

2
2020 February
No.347

社会福祉法人 紀和会
特別養護老人ホーム・身体障害者支援施設
ケアホーム熊南の
利用者さんたち

季節に応じたさまざまな催しがあります



孫のために防寒用のチョッキを編んでいます



食事の時間は楽しみのひとつ



さあ、いっしょに叩くよあ〜



毎年恒例の餅つき大会



利用者さんの作品の前でハイ・チーズ!

熊野市の「特別養護老人ホームケアホーム熊南」は、緑に囲まれた自然豊かな環境の中にあり、身体障害者支援施設を併設している東紀州地域では唯一の複合施設です。「基本的人権を尊重した明るく開かれた施設」の実現を基本方針として、利用する人たちが安心・安全で楽しく過ごしていただけるように努めています。地域住民との交流も盛んで、教員や学生の職場体験などの受け入れも積極的に行っています。

もくじ

- 特集：日常生活自立支援事業 2
- 連載：こんなんやっとなに ～小地域福祉活動～ vol.5 5
- 連載：ふくしの職場取り組み宣言 第5回 6
- information 7
- ありがとうメッセージ 8



特集

日常生活自立支援事業

1. 日常生活自立支援事業とは

日常生活自立支援事業（以下、「本事業」という。）は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理を行う事業です。

本事業創設の背景には、社会福祉法や介護保険法の施行により、それまで福祉サービスの利用は行政の措置によっていたものが、個人の自己決定を尊重する観点から、自らがサービスを選択し、サービス提供者と契約する形態に移行されたことがあります。しかし、判断能力が不十分な方は自己の能力で必要なサービスを選択し、サービス提

供者と契約することが難しいことからそうした方の福祉サービスの利用を支援するサービスとして、平成11年10月に「地域福祉権利擁護事業（旧名称）」として創設されました。

2. サービスの内容

本事業の援助は、福祉サービスの利用援助を基本サービスとして、日常的金銭管理サービスと書類等預りサービスの2つの追加サービスから成り立っています。

福祉サービスの利用援助は、福祉サービスの利用に関する助言や、その手続きのお手伝いを行います。

日常的金銭管理サービスでは、日常生活に必要な預貯金の払い戻し、預入れ、各種支払い

のお手伝いをします。

書類等預りサービスは、通帳や保険証券、年金証書等の大切な書類を貸金庫等で保管するサービスです。

3. 実施方式

三重県では、実施主体である三重県社会福祉協議会が、本事業の利用相談、福祉サービスの利用に関する援助や日常的金銭管理等の業務を県内14市15町の市町社会福祉協議会（以下、「市町社協」という。）へ委託し、実施しています。

業務を委託している市町社協で雇用される専門員、生活支援員、推進員（一部）が予め定めた支援計画に基づいて支援が行われます。

日常生活自立支援センター 一覧表

No.	センター名	担当地域	No.	センター名	担当地域	No.	センター名	担当地域
1	桑名	桑名市	11	津	津市	21	志摩	志摩市
2	木曾岬	木曾岬町	12	松阪	松阪市	22	南伊勢	南伊勢町
3	東員	東員町	13	めいわ	明和町	23	いが	伊賀市
4	いなべ	いなべ市	14	大台	大台町	24	なばり	名張市
5	四日市	四日市市	15	多気	多気町	25	おわせ	尾鷲市
6	朝日	朝日町	16	伊勢	伊勢市	26	きほく	紀北町
7	川越	川越町	17	玉城	玉城町	27	熊野	熊野市
8	菰野	菰野町	18	度会	度会町	28	御浜	御浜町
9	鈴鹿	鈴鹿市	19	大紀	大紀町	29	きほう	紀宝町
10	亀山	亀山市	20	鳥羽	鳥羽市			

4 利用料について

本事業の利用には利用料が必要です。

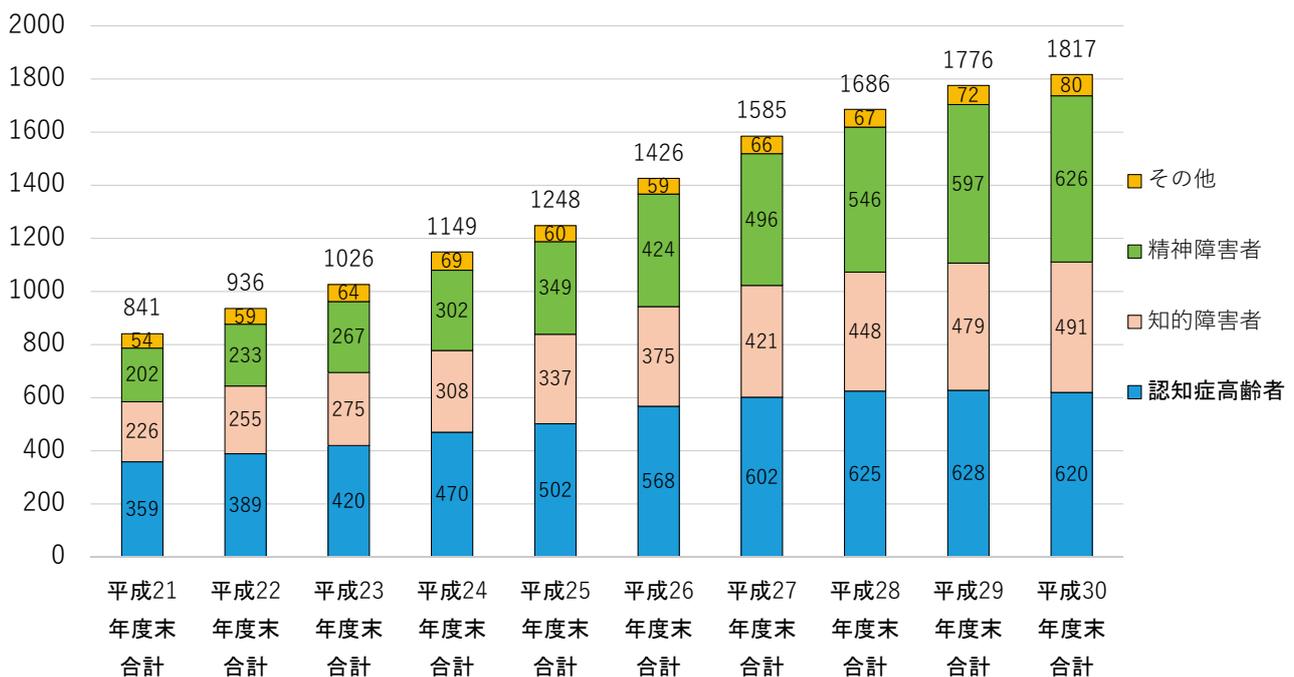
生活保護を受給されている方が福祉サービス利用援助および日常的金銭管理サービスを利用される場合は、利用料は必要ありません。また、非課税の利用者の場合、所得の状況によって利用料が減免されることがあります。

援助の内容	利用料
① 福祉サービスの利用援助	1回 (1時間程度) 1,200円
② 日常的金銭管理サービス	
③ 書類等預かりサービス	年間 3,000円 (250円/月)

5 県内の実利用者の傾向と課題について

三重県内の実利用者数は年々増加しており、平成30年度末時点で実利用者数は1,817人となっております。内訳としては、認知症高齢者区分が620人、知的障害者区分が491人、精神障害者区分が626人、その他区分が80人となっております。平成30年度末時点で、これまで最多であった認知症高齢者区分の利用者数を精神障害者区分の利用者数が上回りました。新規契約は認知症高齢者区分が最も多くなっておりますが、死亡解約や成年後見制度への移行等、解約に至るケースも多いため認知症高齢者の割合が減少していると考えられます。近年、新規の契約件数は漸減傾向にあり、実利用者数の伸びも鈍化しているものの、今後は認知症高齢者の人数は増加していくとともに、困難事例の増加が見込まれます。そのため、専門員、生活支援員の人員確保や質の向上といった事業の実施体制のさらなる強化が求められます。

三重県の実利用者数の推移



法定後見制度の3種類

No.	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為(※1)	申立てにより裁判所が定める行為(※2)	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として法のすべてを法律行為
成年後見人等が代理することができる行為(※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として法のすべてを法律行為

- ※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。
- ※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。
- ※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。
 ※ 保佐制度及び後見制度の利用により、ご本人が一定の資格や地位を失う場合があります。
 ※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

6 県域における成年後見制度に関する取り組み

日常生活自立支援事業では対応することが難しい、判断能力が不十分な方を支援する制度として成年後見制度というものがあります。

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不

十分な方の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度のほか任意後見制度もあります。

成年後見制度は判断能力が不十分な方を支援する制度ですが、十分に活用されていない状況にあります。成年後見制度の利用を推進していくために本会が取り組んでることについて紹介します。

成年後見推進に向けた

課題解決会議の開催

本会では、県域での情報の積み上げや、成年後見推進に向けて県域で取り組む必要のある課題を解決することを目的として「成年後見推進に向けた課題解決会議(以下、「課題解決会議」という。)」を設置し平成28年度から協議を重ねています。

課題解決会議のメンバーは、昨年度から引き続き桑名市・四日市市・鈴鹿市・津市・伊賀市、伊勢市の社協の担当職員です。また、ファシリテーターとして皇學館大学現代日本社会学部教授の鶴沼憲晴氏にも御協力いただいています。

課題解決会議では「成年後見にかかる基礎研修会」を実施しています。今年度はこれまでのアンケートの結果を踏まえて、会場を津会場と伊勢会場の2か所に分けて行いました。また、昨年度好評であった、申立書の書き方の演習も引き続き採り入れられました。

利用促進法の施行を受けて

平成28年5月に成年後見利用促進法が施行され、これを受けて国は平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、市町は国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、市町における基本計画を定めることと、地域連携ネットワークの構築および中核機関を設置することが求められています。

市町社協は、地域連携ネットワークにおいて積極的な役割を果たすとともに、中核機関の受託も期待されています。今年度は、県の呼びかけにより、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、市町社協等、関係機関を交えた意見交換会が行われ、中核機関設置に向けた取り組みについて話し合われました。今後も、課題解決会議等の取り組みを通じ、県内の成年後見制度利用促進の一助となれればと考えています。

連載

いっしょに やっとなん

vol.5

小地域福祉活動

この連載では、住み慣れた地域全体で、住民が主体となり互いに支え合う「小地域福祉活動」を紹介します。今回は、津市育生地区における活動を紹介します。

津市育生地区

いっしょ・さろん

津市育生地区の概要

津市育生地区は、旧津市の中央部東側に位置し、「阿漕平治」の物語で有名な阿漕浦海岸に面した地域です。地区の人口は約8,500人、65歳以上の人口は約2,800人、高齢化率は約33%です。地域住民による海岸清掃や運動会のほか、特に小・中学校と連携し地域の子どもを地域全体で見守ろうと取り組んでいます。

活動のきっかけ

PTAや地域の方などによる地域見守りボランティアのいっしょ応援隊が、朝の交通安全活動を通じて、子どもたちを見守る中で、朝食を食べておらず、体調が優れない生徒が登校している現状を目にし、支援をしたという声が上がりました。

このことをきっかけにして、平成28年度から、主任児童委員や教員の方々と何度も会議を開き、地区でできる支援につ

いて話し合いました。子ども食堂という名称を用いることで、貧困のイメージを感じてほしくなかったため、育生地区の子どものためのサロン「いっしょ・さろん」と名付けられ、平成29年2月4日から活動が始まりました。

活動内容

いっしょ・さろんは、月1回、第2土曜日に開催しており、誕生月の子どもたちの誕生会をしたり、その日のテーマに合わせた遊びをし、自分たちで作った料理を食べるといった活動をしています。

サロンでは、季節に合わせてた料理やひな祭り、お月見などの行事を経験してもらい、文化を継承できるように工夫をしています。季節感を出すことが難しい月には、消防士や警察官の協力を得て、消防車やパトカーを展示し、お話をしていたいています。

中学校や高校に進学すると参加が難しくなりますが、進学後も「ジュニアリーダー」として協力してくれる子どももいます。いっしょ・さろんでは子どもたちは自分たちで決めたルー

ルに沿って行動しており、ジュニアリーダーがルール策定の中心になってくれています。主な決まりごととしてスマホやゲーム機で遊ばないこと、お菓子やジュースを持ち込まないことがあります。これは、電子機器に頼らない本来の遊びにかえってほしいという願いと食中毒のリスクを回避するために決められたルールです。

また、大切にしていることは「ありがとう」という感謝の心です。何かをしてもらうことを当たり前と考えるに、感謝を忘れない人に育ってほしいという思いから、サロンに来た子どもたちに最低でも3回は「ありがとう」を言うように心がけてもらっています。

代表者の想い

今後の展望として、ずっと活動を続けていきたいという想いがあります。参加者は1回あたり約140人にまで増加していますが、きめ細やかに対応することが大変になってきています。町内外から多くの人がボランティアに来てくれることを望んでおり、その中から後継者が出てくればいいなと考えています。

◀サロンのスタッフの方々



▼代表の清水さん



▶サロンの様子



連載

ふくしの職場
取り組み宣言

「働き方改革」として長時間労働の是正や多様な働き方が求められる中、三重県内の福祉の現場においても、働きやすい職場環境づくりに向けて人材育成や環境改善など様々な取り組みがなされています。本連載では、そのような取り組みを行っている福祉施設（法人）を紹介します。

● 第5回 社会福祉法人 鈴鹿福祉会 ●

取り組み宣言 働き方を改善して、仕事と家庭の両立を図る。

社会福祉法人 鈴鹿福祉会では、ICTやロボットの導入によりスタッフの負担軽減、サービスの向上を実現させています。今回は、常務理事 五十部 綾子さん、同法人施設長 服部 昭博さんにお話を伺いました。

きっかけ

我が法人の新しいことに取り組む組織風土を大切にするとともに、利用者の増加・介護人材の減少という課題に対応すべく、まずは介護ロボット「HAL（ハル）」を導入しました。平成28年2月からデモを行い、翌年本格的に導入しました。

導入に向けて、まずは理事長と幹部職員で話し合いを進めるところからスタートし、職員とともにすでに活用されている施設の見学を行いました。

ICT・ロボット導入の取り組みについて

ロボットは現在5機種を使用しており、各ユニットに分けて導入しています。使っていくうちに出てきた不具合などは、メーカーに伝えて改良につながっています。

ロボットと同時期に導入したICTは事務作業の効率化を実現させました。タブレットを用いた介護記録やリストバンド管理によるトレーニングデータの送受信は記録時間を大幅に短縮できています。

また、平成31年2月から導入したインカム（無線機器）は仕事を効率化させるだけでなく職員に安心感を与える役割も担っています。

導入後の変化

新しいことへの取り組みが職員のモチベーションの向上につながっていると思います。ロボットやICTはあくまでも道具にすぎません。職員がこの道具をどう使いこなすのかが大切となってきますが、プロとして使いこなしていく工夫をそれぞれの職員が考え実践しています。

また、ロボットは精神的・身体的負担の軽減だけでなく、職場体験や地域のイベントを通じて介護のイメージアップ、理解につながっています。

今後について

ICTの部分では見守り支援と介護記録を自動記録できるようになることを目指しています。そのためインターフェースが課題としてありますが、基盤は徐々にできてきています。

テクノロジを取り入れていく中ではこれからは人手に頼らない、ということを考えています。

また、高齢者の多い地域では今後施設不足が懸念されますが、高齢者の方が自宅で健康に過ごすことができるよう、利用者の方の「予防と健康づくり」に引き続き取り組んでいきます。



▲ HALの使い方を教えていただきました



▼ 介護ロボットパロと五十部常務理事



▲ ICTについて説明される服部施設長

法人名 社会福祉法人 鈴鹿福祉会
本部住所 〒519-0321 鈴鹿市深溝町 2956 番地
ホームページ <https://suzuka-greenhome.jp/>

こちらのQRコードからご覧いただけます



information

井村屋株式会社様から県内 93 社会福祉施設へ「肉まん・あんまん」をご寄贈いただきました

井村屋株式会社様から、三重県社会福祉協会を通じて県内 93 社会福祉施設に対して、肉まん 200 箱・あんまん 200 箱（合計 9,600 個）をご寄贈いただきました。

寒い季節に温かい商品で年を越してもらおうと平成 20 年度からご寄贈いただいております。

寄贈先施設代表として、みどり自由学園様が受取りました。本年度もありがとうございました。



第一生命労働組合三重支部様から「車いす 11 台」をご寄贈いただきました

第一生命労働組合三重支部様から、三重県社会福祉協会を通じて県内社会福祉施設に対して車いすを 11 台ご寄贈いただきました。

平成 24 年度から毎年ご寄贈いただいております。

寄贈先施設代表である総合福祉施設かすみの里にて、支部員の方々がサンタなどに扮装して、クリスマスソング等も披露していただきました。

本年度もありがとうございました。



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

平成31年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入！！

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ			
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料 (1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険 検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



ありがとうメッセージ

心も一緒に届いています

川越町社会福祉協議会（餅つき大会） 平成 29 年度一般配分

75 歳以上のひとり暮らしの方々を対象に交流会を開催

お寄せいただいた募金を活用し、ひとり暮らしの高齢者の方々の外出する機会として、餅つき大会を開催しました。この交流会では、餅つきの他にゲームや体操などレクリエーションも楽しんでいただき、民生委員やボランティア、社協職員とふれあうことで、地域とのつながりを実感していただくこと目指しています。

参加された方同士、地域の民生委員やボランティアとの交流を通じて笑顔あふれる時間を過ごすことができました。



三重難病連 平成 29 年度 一般配分

看護学生を対象としたサマースクールや難病相談員のスキルアップ、会報の発行

この度、平成 30 年度の看護学生を対象としたサマースクール事業や難病相談員のスキルアップ事業、会報「三重なんれん」発行事業に助成していただき、感謝しています。

サマースクールに参加してされた看護学生の方からは「また参加したい」との声を多くいただきました。また、難病相談員のスキルアップ事業では研修後に毎回、たくさんの質問が出ました。会報「三重なんれん」は三重県内の関係機関に配布をしており、三重県難病相談支援センターへ来所していただいた方へお渡ししています。本当にありがとうございました。



発行人／井村 正勝

編集人／松本 利治・広報委員会

発行所／社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目 131

TEL : 059-227-5145 FAX : 059-227-6618

URL : <http://www.miewel-1.com/> E-mail : info@miewel.or.jp

編集協力／株式会社アイリック

2020年2月号(通巻347号) 令和2年2月発行

「福祉みえ」は三重県社協のホームページでもご覧になれます。また、広報に関するご意見・ご感想は、E-mailにて受け付けております。